

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

平成29年9月25日

東広島市長 藏田 義雄

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--------------------------------------|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 平成29年度東広島市立寺西保育所第二園舎賃貸借 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 18290039 |
| (3) 物品委託役務内容 | 寺西保育所敷地内に同保育所第二園舎を設置のうえ5年間の賃貸借を行うもの。 |
| (4) 賃貸借期間 | 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市西条町寺家7735番地3（寺西保育所敷地内） |
| (6) 予定価格 | 非公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | なし（契約条項とする） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	借入れ>仮設校舎
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店または営業所を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	平成29年4月1日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

- 落札者となった者は賃借人と別途、土地使用貸借契約を締結するものとする。
- 入札価格の積算にあたり詳細な現地調査を実施すること。

4 日程等

手 続 き 等	期 間・期 日 等	場 所 ・ 留 意 事 項
ア 公告日	平成29年9月25日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	平成29年9月25日～ 平成29年10月16日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：無
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	平成29年9月25日～ 平成29年10月2日 （午前8時30分～午後5時15分）	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 こども未来部 保育課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館2階） 電話番号 082-420-0934 /ファックス番号 082-422-6669 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	平成29年10月5日～ 平成29年10月16日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	平成29年10月12日～ 平成29年10月13日 （午前8時30分～午後5時15分）	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	平成29年10月16日 午前10時10分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

平成29年度東広島市立寺西保育所第二園舎賃貸借 仕様書

- 1 目的
本賃貸借は、待機児童が特に増加傾向にある西条地区における低年齢児保育定員を拡充し、待機児童の減少を図ることで、安全で良好な保育環境を確保することを目的とするものである。
賃貸人は、賃借人が賃貸人に貸付（別途契約するもの）を予定する「3 設置場所」の土地に、「9 賃貸借物件」とおりの物件（以下「賃貸借物件」という。）を設置及び納入のうえ賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借する。
賃借人は、賃貸借物件を寺西保育所の保育室の用途に使用するものとする。
- 2 概要
 - ① 第二園舎の設置
 - ② 既設園舎から第二園舎までの渡り廊下の設置
 - ③ 各法令に基づく諸官庁への各種申請手続き
 - ④ 第二園舎及び第二園舎内の各部屋・箇所へ設置する備品の賃貸借
 - ⑤ 賃貸借物件の所有権移転手続き
- 3 設置場所 東広島市西条町寺家7735番地3（寺西保育所敷地内 参考：別紙2 配置図）
（設置対象物件は、本仕様書2①②）
- 4 設置期限 平成30年3月23日まで
（設置対象物件は、本仕様書2①②）
- 5 引渡し期限 平成30年3月31日まで
（引渡しの対象物件は、本仕様書2①②④）
- 6 賃貸借期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで（60か月）
- 7 支払方法 第1回目の賃借料は、賃借人の検査に合格後、賃借人に請求するものとし、第2回目以降は前月分までの賃借料を翌月から請求するものとする。
ただし、支出割合は「別紙1 賃借料支出割合表」とおりとする。

第1回目	建築経費相当分	※円
第2回目～第15回目	（平成30年度／第1期～34年度／第2期は各期ごとの支払い）	
	第1期／4月～7月分	※円
	第2期／8月～11月分	※円
	第3期／12月～3月分	※円
第16回目（最終回）	平成34年度 第3期／12月～3月分	残額全て
- 8 その他
 - (1) 契約締結後、賃貸借物件の設置に着手する前に、賃貸人は別途、賃借人と土地使用貸借契約を締結するものとする。
 - (2) 賃貸借期間終了後、賃貸借物件（備品を含む）の所有権は賃借人に移転するものとする。なお、賃貸借期間終了後の所有権移転に必要な費用は、賃貸人の負担とする。
 - (3) 賃貸人は、建築基準法及び消防法等に基づく申請書類の作成や手続き等を行うこと。なお、書類の作成や手続きに必要な手数料は賃貸人が負担するものとする。
 - (4) 賃貸人は、地盤調査及び現況調査を契約締結後速やかに行い、賃借人に提出・報告した上で設計等に取りかかること。調査に係る費用は賃貸人が負担するものとする。
地耐力は50kN/m²を見込むが、詳細については施行前に調査を行い、地耐力を確認の上、必要に応じて地盤改良を行うこと。なお、地盤改良を行う場合、その費用については別途とする。

- (5) 第二園舎（設備を含む。）の構造・仕様は、法令に適合するものとするため、入札価格の積算にあたり、詳細な現地調査を実施すること。なお、現地調査の日時は、事前に発注担当課に連絡し、現地との調整のうえ、決定するものとする。
- (6) 第二園舎はメーカー仕様によるが、本仕様書に基づき賃貸人が設計を行い、製作・加工し、賃借人の承認を得て施工すること。
- (7) 関係法令順守のため、既設園舎の改造が必要となる部分がある場合は、その内容について賃借人と協議の上、賃貸人が改修するものとする。なお、改修にかかる費用は賃借人の負担とする。ただし、第二園舎底地の既設の埋設配管については、賃貸人の負担により補強、経路変更等必要な措置を取ること。
- (8) 賃貸借物件の設置にかかる光熱水費は、賃貸人の負担とする。
- (9) 賃貸人は、賃貸借期間中、賃貸借物件に対し、受取人を賃貸人とする店舗総合保険に加入すること。なお、費用は賃貸借に含む。
- (10) 消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の改正による改正後の消費税率及び地方消費税率が適用されることとなる区分においては、その相当額分について、契約締結後の適当な時期に、協議により契約金額の変更を行う。
- (11) 賃貸人は、賃貸借期間において賃貸借建物の正常な機能を保持するため年1回の定期保守点検を実施し、点検、修理及び調整等を行うこと。また、緊急に保守又は修理を要する場合には、速やかに技術者を派遣し、修理・調整等を行い、正常な状態で使用できるようにすること。
- (12) 建築および備品・設備設置に係る廃棄物に関しての費用はすべて賃貸借に含む。
- (13) 賃貸借物件にかかる公租公課は賃借人の負担とする。
- (14) 工事図面及び設備機器の説明書等、第二園舎教室の使用に必要な書類は、完成図書として賃貸借物件の引渡しまでに賃借人へ各2部提出すること。
- (15) 建築士法に基づく重要事項説明を行い、賃貸借物件の引渡し時に建築士法の規定による工事監理報告書を提出すること。
- (16) 品質確保の為、建物躯体については鉄骨Jグレード以上の工場にて製作するものとする。
- (17) 落札決定後、速やかに敷地測量を行うこと。尚、測量にかかる費用については入札額に含むものとする。
- (18) 出入口、窓には指詰め防止処置を行うこと。
- (19) 建物建設後、建物廻りについてはアスファルト舗装を行うこと。
- (20) 原則として工事に使用する材料は、仕様書及び参考図書に定める品質及び性能を有する新品とする。なお、アスベスト含有建材の使用は禁止する。

9 賃貸借物件 ※仕様については、下表及び「別紙3 参考図」と同等以上とする。

(1) 建物概要

項目	内容
主体構造	軽量鉄骨造（準耐火基準）※建築基準法上要求されないが、準耐火建築物の機能を有する建物とすること。 平屋建て
建物寸法	建築面積：約100㎡（渡り廊下含む） 延床面積：約87㎡（10.8m×8.1m） 室内高さ：2.4m以上 軒高：3.2m以上

設計条件	以下の値による構造計算を満足する仕様とすること。 <ul style="list-style-type: none"> ・地耐力/50KN/m² 長期 (仮定値) ・垂直積雪量/30cm ・床荷重/通常 2300N/m² 	
基礎	鉄筋コンクリート造布基礎	
内部仕上げ	床	保育室1：フローリング t=15mm以上 (衝撃緩衝材裏貼り) 保育室2：たたみ敷き t=55mm以上 便所：長尺塩ビシート t=2.0mm以上 ※ 部屋内は可能な限り段差を設けないこと。 ※ 床構造については、土間コンクリート t=150mmとする。 ※ 水・雨がかり部分は、防湿性のある塩ビシートを使用すること。
	安全柵	フローリングと畳敷きの間に、木製安全柵を設置すること。 高さ 100cm 柵と柵の間隔は 130mm以内 必要に応じて床に固定すること。 扉は持ち上げて開閉する開き戸とする。
	天井高	2.4m以上を確保すること。
	壁	腰下：ビニルクロス貼り 腰上：耐摩耗化粧合板 t=2.5mm 断熱材：グラスウール t=50mm (24Kg/m ³ 品) 内蔵
	内部建具	木製建具
	カーテン	設置位置：原則、窓にはすべて。防災素材のものとする。設置費用は入札金額に含むものとする。
	階段	
外部仕上げ	外壁	窯業系サイディング t=16mm以上 透湿防水シート 胴縁 (鋼製枠組) 目地：変成シリコン系シーリング
	屋根	ガルバニウム鋼板 t=0.6mm 折板葺 H=90mm (ハゼ式) 裏面：無機質高充填フォーム t=4mm以上 三方立上げタイプ
	雨樋	軒樋：塩ビ製 (カラー120型) 縦樋：(カラーVU75φ) 既存雨水経路に接続
	建具	窓：カラーアルミサッシ 強化ガラスとする。 出入口：カラーアルミサッシ 強化ガラスとする。
渡り廊下	給食搬入等のため、既設園舎とは屋根つきの渡り廊下で接続すること。尚、屋根については明かりがとれるものとし、既製品 (エクステリア) にて施工をすること。	

(2) 建築一般

項目	内容
第三者委託	第二園舎の設置工事施工に際して、工事の一部を第三者に直接委任し、または請け負わせようとする場合は、極力、東広島市内に主たる本店・営業所を有する業者に発注すること。
工事期間・作業時間	工事は月曜日から土曜日で行い、原則日曜日は休工とする。 作業時間は9:00～17:00とする。
危険防止柵	建築中は安全管理・防音対策のため、周囲に囲いを設置すること(地上部H=1,800mm以上)。 設置範囲は、賃借人との協議による。 保育所の開所中に工事を行う際は、必要に応じて誘導員を設置するなど、利用者の安全に配慮すること。
フェンス	既設フェンスの撤去・改造、新規フェンスの設置を行うこと。 (参考:「別紙2 配置図」② 配置) なお、フェンスの撤去・設置・改造にかかる費用は入札金額に含むものとする。
撤去物	第二園舎設置場所において車止め、渡り廊下部軒延長部分、その他撤去が必要なものについては、賃借人の負担にて撤去すること。 (なお、第二園舎設置場所は、設置前、駐車場として使用。)
仮設用水・電力	隣接する既設園舎の設備より引き込むことにより使用すること。
仮設便所	設置工事期間中は、既設園舎の便所は原則使用できないため、仮設便所を設置すること。
採光	法令の基準によるものとし、必要に応じて窓を設けること。
室内環境衛生検査	引渡しまでに次の事項について検査を行うこと。 ・対象化学物質(6物質):ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレン ・検査箇所:第二園舎内の保育室とする。 ・検査方法:文部科学省「学校環境衛生の基準」に基づく検査方法とする。
工事写真	国土交通大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方(各工事編)」を参考にすること。
埋め戻し土	原則購入土(真砂土)とする。
発生材の処理	「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に適合する処理とする。 産業廃棄物の処分は、関係法令を遵守して適切に処分すること。

(3) 電気・機械設備

- ※ 電気設備(照明用スイッチ、コンセント類等)、機械設備の機器等の設置位置の決定は、賃借人との協議による。

項目		内容
電気設備	電力供給	動力の引き込みは、既存園舎より行うこととし、必要に応じて電力会社と調整・手続き等を行うこと。
	照明	部屋、トイレ、玄関及び玄関ホールの各所に必要数設置すること。 照明器具は、原則LEDとする。 照度については、JIS 基準及び設計基準に準拠するものとするが、概ねの設計照度は次のとおりとする。 ・保育室：500 lx 以上
	コンセント	保育室に2口コンセントを4箇所、調乳室に2口コンセントを1箇所、トイレ・沐浴室に2口コンセント1箇所、幼児用及び大人用洋便器配置箇所には、温便座用コンセントを必要数設置すること。
	放送設備	既存園舎事務所と第二園舎を接続し、連動するものとする。
	消防設備	消防法に適合する設備を設置すること。なお、感知器については必要数設置し、既存火災報知機に接続すること。
	機械警備	機械警備は対象物件の引き渡し後、賃借人が設置する。
機械設備	空調設備	各部屋に対し、冷暖房効率に配慮した、必要馬力数の冷暖房空調機を適宜設置すること。 天吊または壁掛とする。
	給湯設備	ベビーバス・流し台用に必要な容量の屋外ガス給湯器を設置する。 なお、既存ガス分配器に接続し、引き込むものとする。
	換気扇	法令に適合したものとする。
	雨水排水	既存の雨水排水路へ放流することができる。
	給水関係設備	給水の引き込みは既存園舎への給水管より引き込みすることができる。 冬季の凍結に配慮した仕様とすること。 必要に応じて水道局と調整・手続き等を行うこと。
	汚水排水	便所・洗面台からの排水は既設の設備に放流することができる。

(4) 備品

各部屋・箇所に対し、以下のものを設置すること。

設置場所	品名	内容	数量
便所・沐浴室	幼児用洋風大便器	1 - 2歳児用 温便座とする。	3基
	幼児用小便器	1 - 2歳児用	2基
	汚物流し	—	1基
	ベビーバス	TOTO PFS1400 (キャビネット付) 同等品	1基
	吊戸棚	寸法 W89×D30×H40 cm以上 (設置場所は協議による)	3台

	掃除用具収納ロッカー	寸法 W45×D50×H179 c m以上 (作りつけでも可)	1 台
調乳室	流し台	1 槽水切収納付 寸法 W1200×D550×H900mm程度	1 基
	吊戸棚	寸法 W89×D30×H40 c m以上 (流し台上部)	1 台
職員トイレ	大人用洋風大便器	手洗い付タンク式 温便座とする。	1 基
渡り廊下	下駄箱	寸法 W70×D30×H70 c m以内 (3 段×3 列) 転倒防止策を施すこと。	2 台
	壁掛けフック (鞆掛け)	L=180 c m フック 1 0 個 (耐荷重 5 0 k g /フック 1 個当たり 5 K g 以上) 床面から高さ 8 0 c m に設置 フック形状等は、幼児の安全に配慮したものとすること。	2 本

1 0 問い合わせ先 (発注担当課)

東広島市こども未来部保育課保育所係

電話 (082) 420-0934 (直通)

ファックス (082) 422-6669

賃借料支出割合表

支払区分			支出割合 (%)	支払金額
第1回	建築経費相当分		90.000	※
第2回	平成30年度	第1期／4月～7月分	0.665	※
第3回		第2期／8月～11月分	0.665	※
第4回		第3期／12月～3月分	0.665	※
第5回	平成31年度	第1期／4月～7月分	0.665	※
第6回		第2期／8月～11月分	0.665	※
第7回		第3期／12月～3月分	0.665	※
第8回	平成32年度	第1期／4月～7月分	0.665	※
第9回		第2期／8月～11月分	0.665	※
第10回		第3期／12月～3月分	0.665	※
第11回	平成33年度	第1期／4月～7月分	0.665	※
第12回		第2期／8月～11月分	0.665	※
第13回		第3期／12月～3月分	0.665	※
第14回	平成34年度	第1期／4月～7月分	0.665	※
第15回		第2期／8月～11月分	0.665	※
第16回(最終回)		第3期／12月～3月分	—	残額全て

※消費税に係る課税業者にあつては、第1回から第15回の各支払区分あたりの支払金額は、入札金額に各支出割合を乗じた額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)に100分の108を乗じた額とする。なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

※消費税に係る免税業者にあつては、第1回から第15回の各支払区分あたりの支払金額は、契約金額に各支出割合を乗じた額とする。(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)

① 設置場所

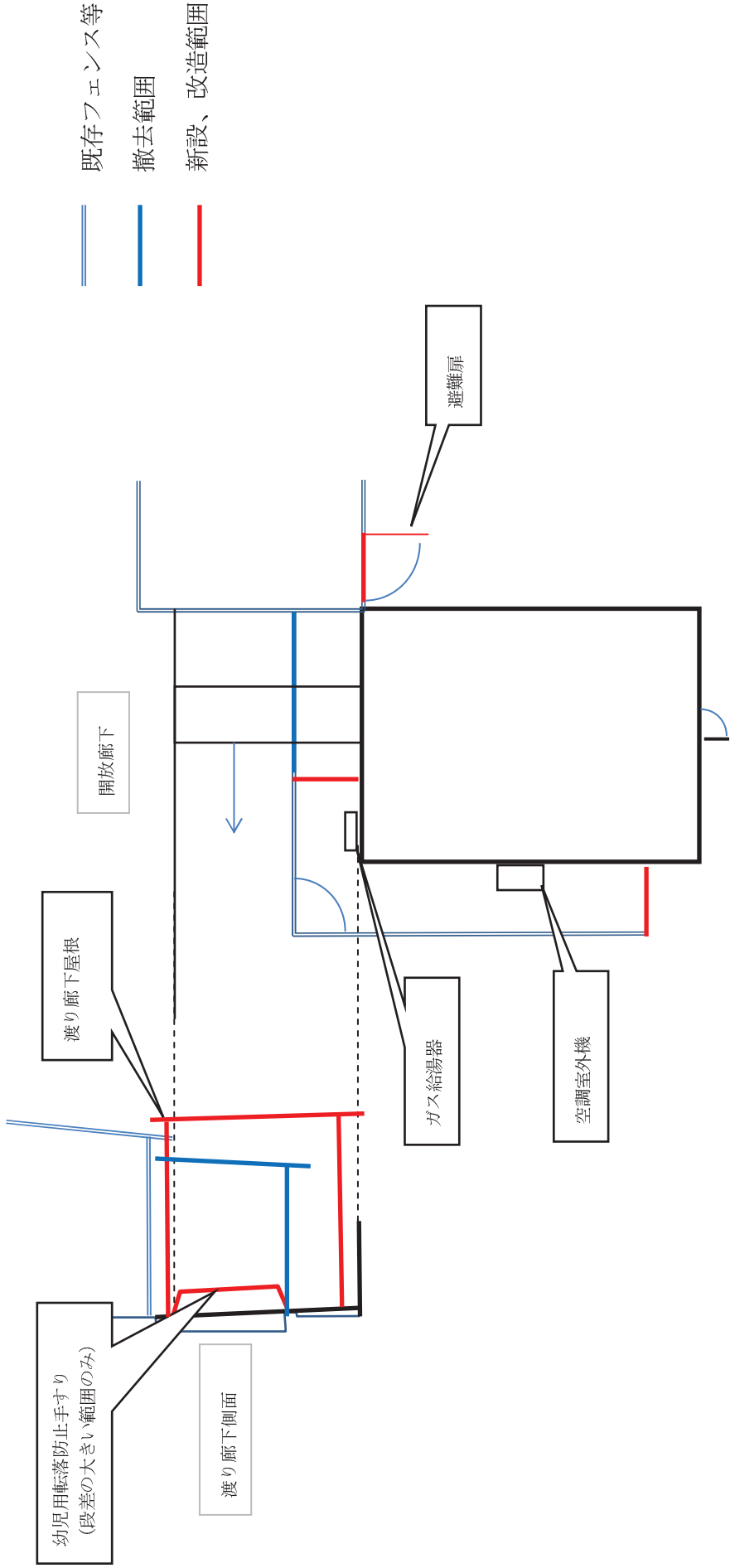
東広島市立寺西保育所 敷地内（東広島市西条町寺家 7 7 3 5 番地 3）

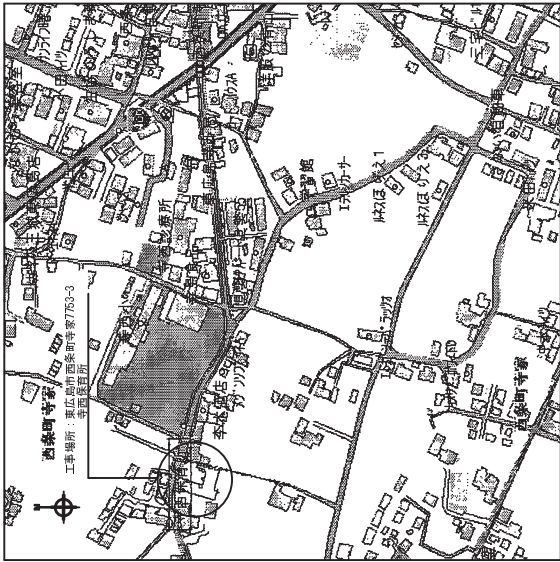


②配置

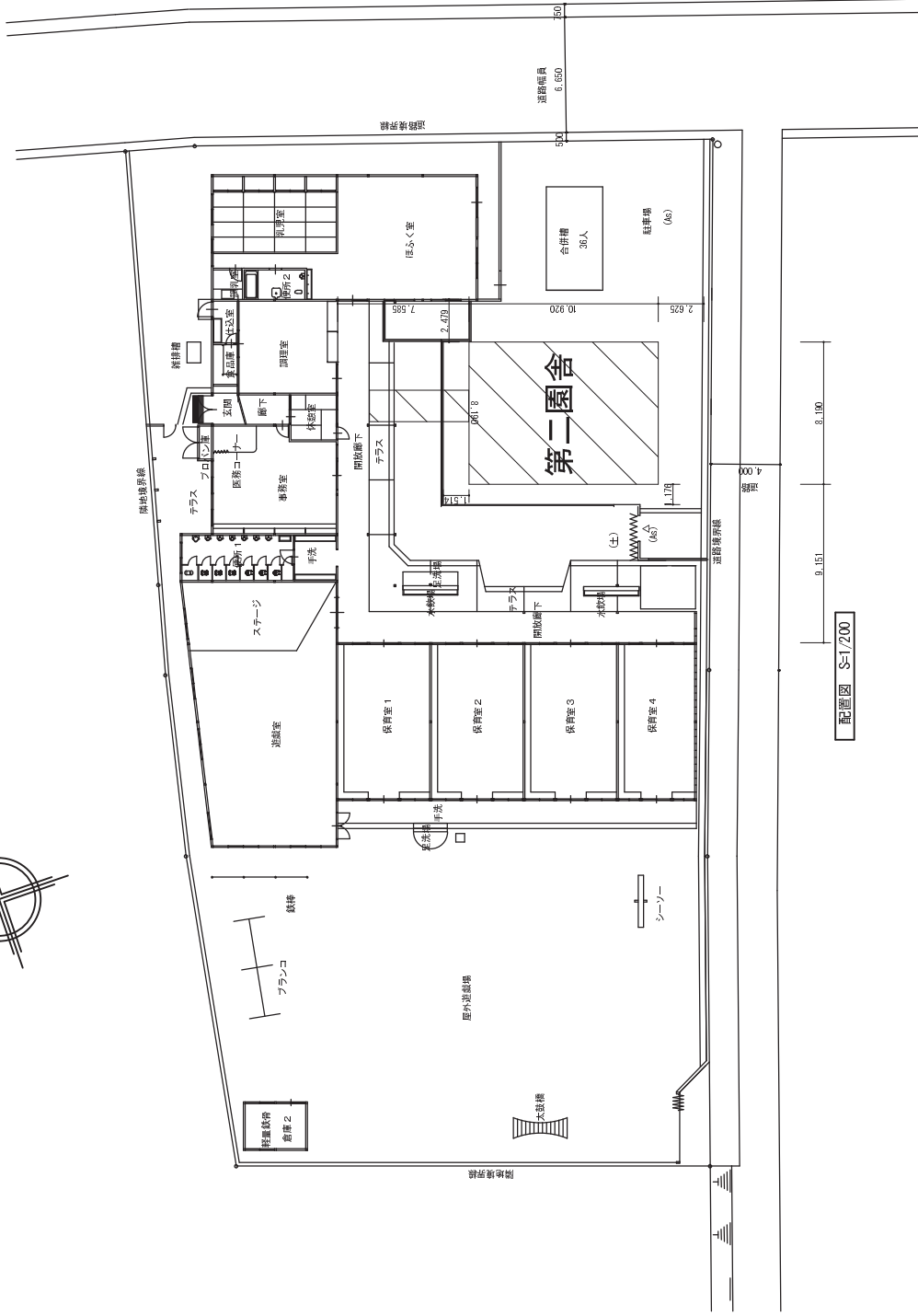
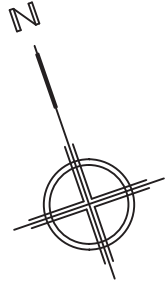


詳細





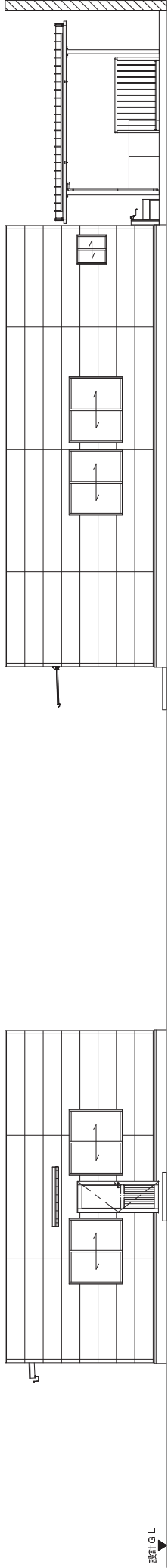
付近見取図



配置図 S=1/200

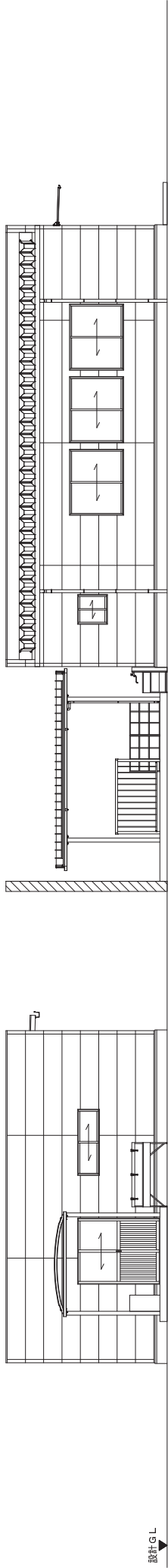
別紙 3 参考図

東広島市 保育課	課長	係長	係員	設計者	図面内容	図面番号	図面縮小率
					平成29年度 東広島市立寺西保育園第二園舎賃借 付近見取図・配置図	M-03 05	A.2縮-100% A.3縮-71% A.4縮-50%



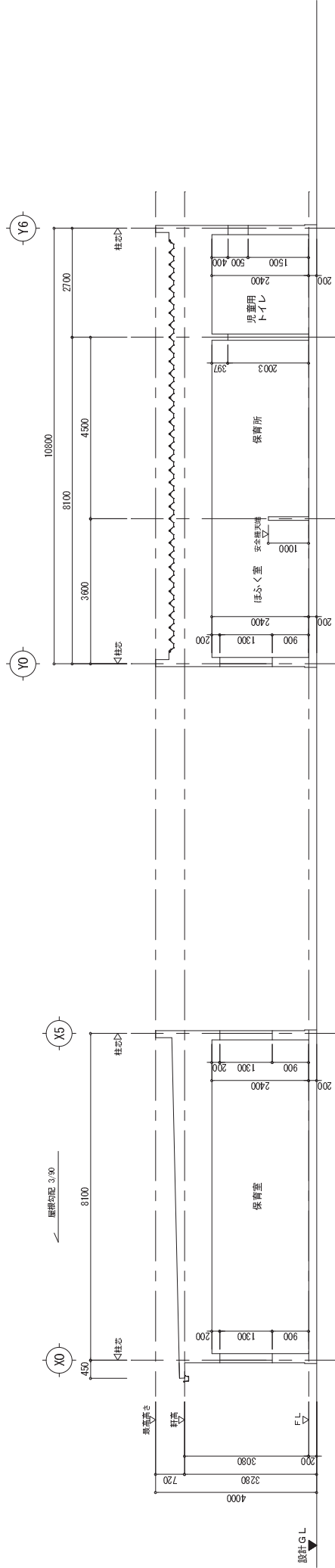
Y0通 立面図 S=1/100

X5通 立面図 S=1/100



Y6通 立面図 S=1/100

X0通 立面図 S=1/100



Y0通 立面図 S=1/100

Y0通 立面図 S=1/100

別紙3 参考図

訂正事項	年月日	担当	東広島市 保育課	断面図	図面名称	断面積	縮尺	図面番号
			平成29年度東広島市立寺西保育所第二園舎賃貸借		S=1/100(A3)	
						A-03
						
						